

意見募集は終了しました

第2期野田市障害福祉計画（素案）に対する

パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、平成18年度に策定した「第1期野田市障害福祉計画」に基づき、福祉施設入所者等の地域生活への移行や、福祉施設利用者の一般就労への移行などの数値目標を掲げ、目標達成に向けた取組を実施してまいりました。このような中、第1期の計画期間は平成20年度末で満了することから、障害福祉サービスの一層の充実を図るため課題を整理するとともに、障害者の方のニーズ等を踏まえ、目標値を適切に補正し、平成21年度から3か年を期間とする「第2期野田市障害福祉計画」の策定作業を進めてまいりました。

このたび、野田市障害者基本計画推進協議会の審議を経て、「第2期野田市障害福祉計画」素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案をいただきたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定及び改正」

3 意見募集の資料

- ◆ [第2期野田市障害福祉計画（素案）](#)（PDF：194KB）

（参考資料）

- ◇ [野田市障害者基本計画推進協議会設置条例（平成11年野田市条例第6号）](#)
（PDF：20KB）
- ◇ [野田市の状況](#)（PDF：22KB）
- ◇ [福祉サービスに関する需要調査](#)（PDF：82KB）
- ◇ [用語集](#)（PDF：16KB）
- ◇ [障害者自立支援法（平成17年法律第123号）抜粋](#)（PDF：14KB）
- ◇ [障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正案）（平成18年厚生労働省告示第395号）](#)
（PDF：375KB）
- ◇ [地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について 新旧対照表（案）（平成18年障地発第0713001号）](#)（PDF：113KB）
- ◇ [地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（参考資料）](#)（PDF：699KB）

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続を実施します。
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所 1 階社会福祉課
 - ・市役所 1 階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール 1 階行政資料コーナー
 - ・市内各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
 - ・市内各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成 21 年 1 月 7 日（水）から平成 21 年 2 月 6 日（金）まで※意見募集は終了しました

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 保健福祉部社会福祉課 あて ※ 2 月 6 日の消印有効
◇持参の場合	○市役所 1 階 社会福祉課（土・日・祝日を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	◇意見投函箱 ○市役所・いちいのホール 1 階行政資料コーナー 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土・日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1095
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、第 2 期野田市障害福祉計画(素案)に対する意見と書いて、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部社会福祉課 障害者福祉係
電話 04-7125-1111 内線 2115